

横浜市立城郷小学校 P・T・A 規約

第 1 章 名称・所在地

第 1 条 この会は、横浜市立城郷小学校 P・T・A（略称 城小 P T A）といい、事務所を城郷小学校（横浜市港北区鳥山町 8 1 4 番地）に置く。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、下記諸項目の達成を目的とする。

1. 家庭、学校、社会における児童の福祉を増進する。
2. 児童の心身の健全な発達を願い、その助長に努める。
3. 会員が民主教育を理解し、社会の協力を得て、教育環境の整備をはかる。
4. 各種研修を通じて、会員の教養を高めるとともに、相互の親睦をはかる。

第 3 章 方針

第 3 条 この会は、教育の振興をめざす自主独立の民主団体であって、この会の名を似って営利的、宗教的、政党的な団体と関係を持つてはならないし、いかなる個人、団体の干渉も受けてはならない。また、学校の管理、人事に干渉するものではない。但し、児童の幸せのために活動する社会的教育機関とは協力する。

第 4 章 会員

第 4 条 この会の会員は、在校児童の保護者及び本校職員とし、この会の運営の責任にあたる。

1. 役員、実行委員、各種委員会委員以外の会員は、P T A サポーターに登録し、P T A 活動の運営に参加し、協力するものとする。
2. コーラス部に在籍する会員で、卒業後も引き続き活動の趣旨に賛同する場合は、賛助会員とすることができる。（但し、コーラス部の活動に限る。）

第 5 章 会費

第 5 条 この会の会費は、会費、寄付金、その他の収入により、会の目的、方針に従って支弁する。

第 6 条 会員の会費は、月額 3 8 0 円 × 1 0 ヶ月分とする。（8 月分、3 月分は除く）
但し、児童家庭数の増減により、年度末に会費を見直す場合もある。
賛助会員の会費は、年間 3 8 0 円とする。

第 7 条 会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 6 章 役員及び選挙

第 8 条 役員は、役職及び任期は次の通りとする。

1. この会の役員は、会長 1 名（保護者）副会長 2 名（保護者）書記 2 名（保護者、教職員各 1 名）会計 2 名（保護者、教職員各 1 名）とし、他に会計監査 2 名（保護者）とする。
2. 各役職の任期は 1 年とするが、再任を妨げない。任期は会計年度とする。
但し、教職員はこの限りではない。
3. 任期中に役員に欠員がでた場合、役員会にて候補者選抜し、実行委員会に諮り決議決定する。
（但し、補充なき場合もある）
4. 市・区 P 連担当年度に限り、必要に応じて若干名役員増員できる。

第 9 条 役員、会計監査の選出は次の通りとする。

1. 役員は総会において選出する。
2. 役員選出は、役員推薦委員会を作り、役員候補者を推薦する。
3. 役員推薦委員会及び役員、会計監査の選出に関する事項は、細則をもって定める。

第 7 章 役員の仕事

第 1 0 条 会長はこの会を代表し、会務を総括し、実行委員の議長となり、実行委員会その他の委員会の召集を行う。

第 1 1 条 副会長は会長を補佐し、会長事故有る時は、代理を務める。

第 1 2 条 書記はこの会の議事を収録し、庶務を処理する。

第 1 3 条 会計は、この会の総ての金銭の収支を正確に記録保管し、決算報告を行う。

第 1 4 条 会計監査は収支の監査を行い、総会に報告する。

第 8 章 総会

第 1 5 条 総会は次の通りとする。

1. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
2. 定期総会は年度始めと年度末に開催する。
3. 定期総会は、年度始めに、事業報告及び決算の承認、事業計画、予算の決議及び規約の改廃を審議し決定する。
また、年度末は、役員改選等を行い、規約の改廃を審議し決定する場合もある。
4. その他、必要に応じて臨時総会を召集することができる。

5. 総会の定足数は、会員の5分の1をもって成立する。但し、委任状を含める。
6. 会議の議決は、出席者の過半数の同意により決定する。
7. 総会の決議は、定期総会及び臨時総会ともに、招集による決議、又は、書面による決議のいずれかの方法に基づく。(効力はどちらも同じ)

第9章 実行委員会

第16条 実行委員会は、役員及び校長、各種委員会の委員長、副委員長からなり、次の任務を行う。

1. 本会の目的達成のため計画を立案し、実施にあたる。
2. 各種委員会より提出された計画を審議決定する。
3. 総会に提出する原案を作成する。
4. この会の規約細則については、実行委員会の決議により改正できる。

第10章 各種委員会

第17条 各種委員会は、委員長がこれを召集し、その任務、活動、構成は次の通りとする。

1. 校外委員会は、児童の校外生活、交通事故防止等安全対策と指導にあたる。
2. 校内委員会は、家庭教育学級の開催、児童の健康増進に努め、環境整備、美化にあたる。
校内委員会内にコーラス部をおく。
3. 広報委員会は、会の活動状況、その他を会員に知らせる。

各種委員会の委員は、各学年より選出する。その人数は各3名ずつとする。

ただし、やむを得ない場合は人数の変更を認め、全体として18名選出する。

正副委員長は、それぞれの委員の中より互選する。

コーラス部に限り、趣旨に賛同する会員と賛助会員とで構成する。

以上の他、実行委員会の決定に基づき、特別委員会を設けることができる。

第18条 前条、各委員会及び特別委員会は、いかなる事業計画についても、実行委員会にはからなければならない。

第11章 その他

第19条 この会の規約改廃は、総会の席上、出席者の過半数の同意により決定する。

第20条 この会の運営にあたり、規約に疑義の生じた場合は、実行委員会の決定により実施し、速やかに会員に報告しなければならない。また、会員の個人情報取扱については細則をもって定める。

第21条 本規約は、令和4年7月1日より実施する。

昭和37年	4月28日規約成立	平成15年	3月14日一部改正
昭和39年	2月26日一部改正	平成15年	5月16日一部改正
昭和43年	3月19日一部改正	平成16年	3月3日一部改正
昭和46年	2月25日一部改正	平成18年	4月29日一部改正
昭和48年	1月9日一部改正	平成22年	3月5日一部改正
昭和49年	3月13日一部改正	平成22年	5月14日一部改正
昭和51年	3月3日一部改正	平成23年	3月4日一部改正
昭和53年	3月6日一部改正	平成25年	3月1日一部改正
昭和58年	3月2日一部改正	平成29年	5月2日一部改正
昭和62年	12月5日一部改正	平成31年	4月26日一部改正
平成4年	3月7日一部改正	令和3年	2月26日一部改正
平成4年	12月9日一部改正	令和3年	7月1日一部改正
平成6年	5月7日一部改正	令和4年	2月25日一部改正
平成7年	5月20日一部改正	令和4年	7月1日一部改正
平成10年	3月7日一部改正		
平成13年	5月19日一部改正		
平成14年	5月17日一部改正		

横浜市立城郷小学校 P・T・A 慶弔内規

第1条 本校PTA会員の親睦と相互扶助のため、次の区分により慶弔見舞い及び謝意を表すものとする。

第2条 弔意を表すときは、次の各項による。

1. 会員の死亡・・・・・・・・・・花輪と5000円
2. 児童の死亡・・・・・・・・・・花輪と10000円
3. 校医の死亡・・・・・・・・・・花輪と5000円
4. 役員、実行委員の父母及び、教職員（会員）の
配偶者、子、父母の死亡・・・・・・・・花輪と5000円

※父母とは、実父母・同居の義父母を示す。

第3条 見舞い金を次の各項により贈る。

1. 災害見舞いは事情により会長、校長協議
2. 一ヵ月以上にわたる傷病
 - ①PTA役員、実行委員の場合・・・・・・・・3000円
 - ②教職員、校医の場合・・・・・・・・3000円

第4条 記念品を次の各項により贈る。

1. PTA実行委員の退任（1年ごと）・・・・・・・・記念品（花）
2. 〃 役員の退任・・・・・・・・記念品
3. 教職員の転任または退職・・・・・・・・花束

第5条 慶祝を表すときは、次の各項による。

1. 教職員の結婚、出産・・・・・・・・3000円

第6条 本内規以外で特別な場合は、役員会において協議決定する。

第7条 本内規は、平成13年4月1日より施行する。

付則 役員の任期満了及び、学校関係職員の転任、退職などの際は、後任者を加えた歓送迎会を行う。
(会費制)

※ 内規の変更は、役員会で決定し、総会で報告する。

平成20年 4月26日一部改正

平成24年 3月 2日一部改正

城郷小学校PTA個人情報取扱についての細則

(目的)

第1条 城郷小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「城郷小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成29年5月30日より施行する。